川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並 びにその支給条例の一部を改正する条例の制定 について 川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部 を改正する条例(案)

川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例(昭和26年川崎市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「場合」の次に「(職務を遂行することができないと認められる状態で死亡した場合を除く。)」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により月額の報酬を支給する場合であって、月の初日(月の途中において就職した場合にあっては、就職した日)からその月の末日(月の途中において退職し、又は失職した場合にあっては、その退職し、又は失職した日)までの間に、その職務を遂行することができないと認められる日があるときは、その日については、報酬を支給しない。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 制定要旨

教育委員会委員の月額の報酬の支給方法を変更するため、この条例を制定するものである。

(以下 略)

## 川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例	○川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例
昭和26年2月7日条例第5号	昭和26年2月7日条例第5号
(第1条~第3条 略)	(第1条~第3条 略)
第4条 報酬は、就職した日から支給し、退職し、又は失職した日(死亡	第4条 報酬は、就職した日から支給し、退職し、又は失職した日(死亡
した場合 (職務を遂行することができないと認められる状態で死亡した	した場合にあっては、その日の属する月の末日)まで支給する。
<u>場合を除く。)</u> にあっては、その日の属する月の末日)まで支給する。	
2 前項の規定により月額の報酬を支給する場合であって、月の初日(月	
<u>の途中において就職した場合にあつては、就職した日)からその月の末</u>	
日(月の途中において退職し、又は失職した場合にあっては、その退職	
し、又は失職した日)までの間に、その職務を遂行することができない	
と認められる日があるときは、その日については、報酬を支給しない。	
3 前2項の報酬の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。	2 前項の報酬の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(以下略)